

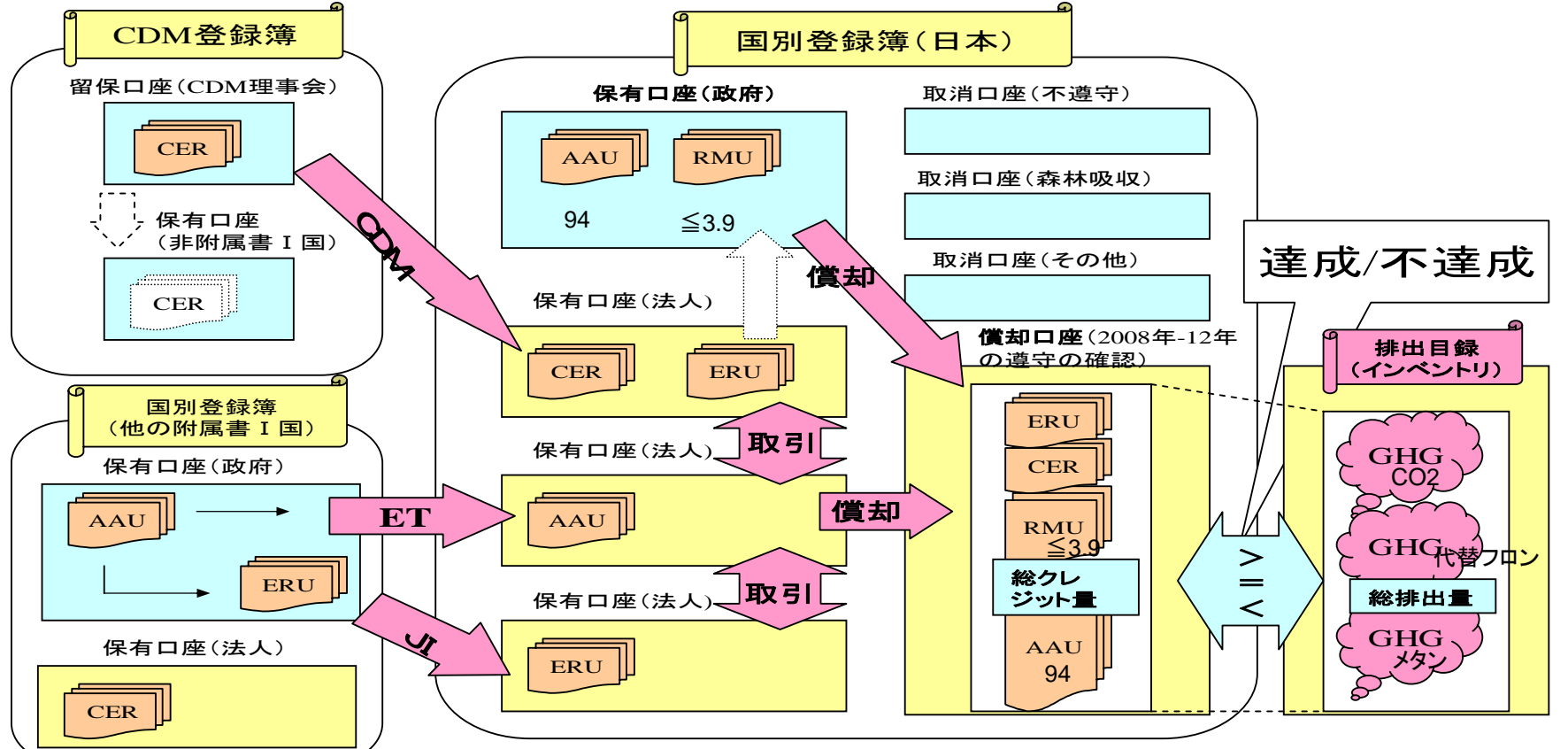
国別登録簿制度の概要

平成 17 年 2 月
経 済 産 業 省
環 境 省

国別登録簿の仕組み

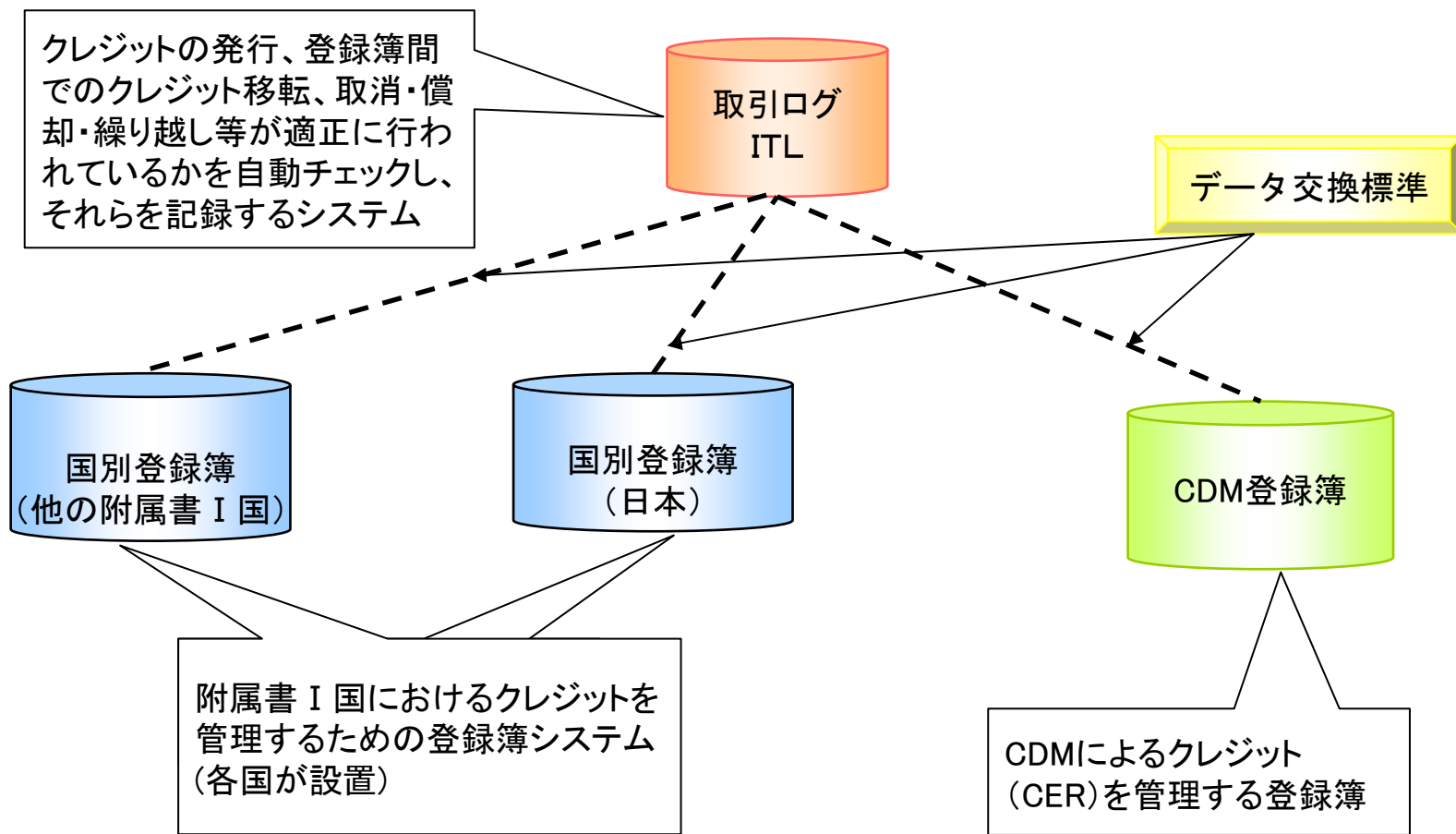
- ・京都議定書上のクレジット(AAU、CER、ERU、RMU)の発行、保有、移転、獲得、取消、償却は、附属書I国が設置する「国別登録簿」によって管理される(我が国は経済産業省及び環境省が登録簿管理者となっている)。
 - ・政府、民間事業者等はそれぞれ保有口座を持ち、クレジットの保有、他の口座への移転等を行うことができる。
- ※京都議定書の約束達成に用られたと認められるのは、償却口座に移転されたクレジットのみ。

国別登録簿と約束達成の仕組み



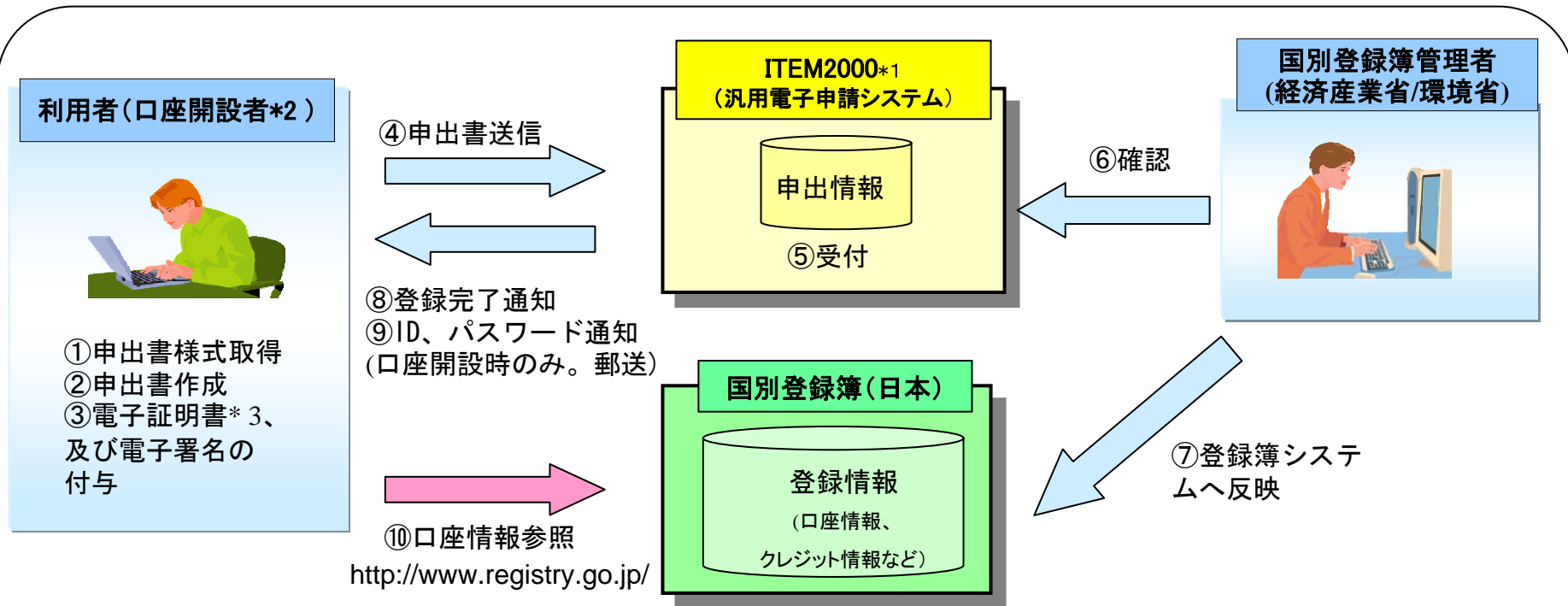
各国の国別登録簿システムとの通信イメージ図

- ・国際ルールにより定められた登録簿システムは、各国の国別登録簿、CDM理事会が管理するCDM登録簿及び気候変動枠組条約事務局が管理する取引ログ(ITL)で構成される。
- ・これらのシステム間でのメッセージ交換はWebサービスを用いて行われる。このメッセージ交換を安全に行うためのルールとして、気候変動枠組条約事務局により「データ交換標準」が定められており、登録簿システムはすべてこの「データ交換標準」の技術仕様に準拠しなければならない。



我が国における国別登録簿の利用手続き

- ・経済産業大臣及び環境大臣は、国別登録簿の利用方法及び利用条件を国別登録簿利用規程として定めた。(平成17年2月16日)
- ・口座開設、クレジット移転等国別登録簿の利用に関する申出は、原則として電子申請方式を利用する。
- ・利用者は、汎用電子申請システム (ITEM2000)を利用して国別登録簿管理者(経済産業省及び環境省)に対して申出を行う。
- ・国別登録簿管理者は、ITEM2000で受け付けた申出を処理し、結果を国別登録簿システムへ反映させる。



*1 ITEM2000を利用するには、ITEM2000の申請者用ソフトウェアの入手が必要です。 <http://www.meti.go.jp/application/item2000exp/item2000exp11.html>

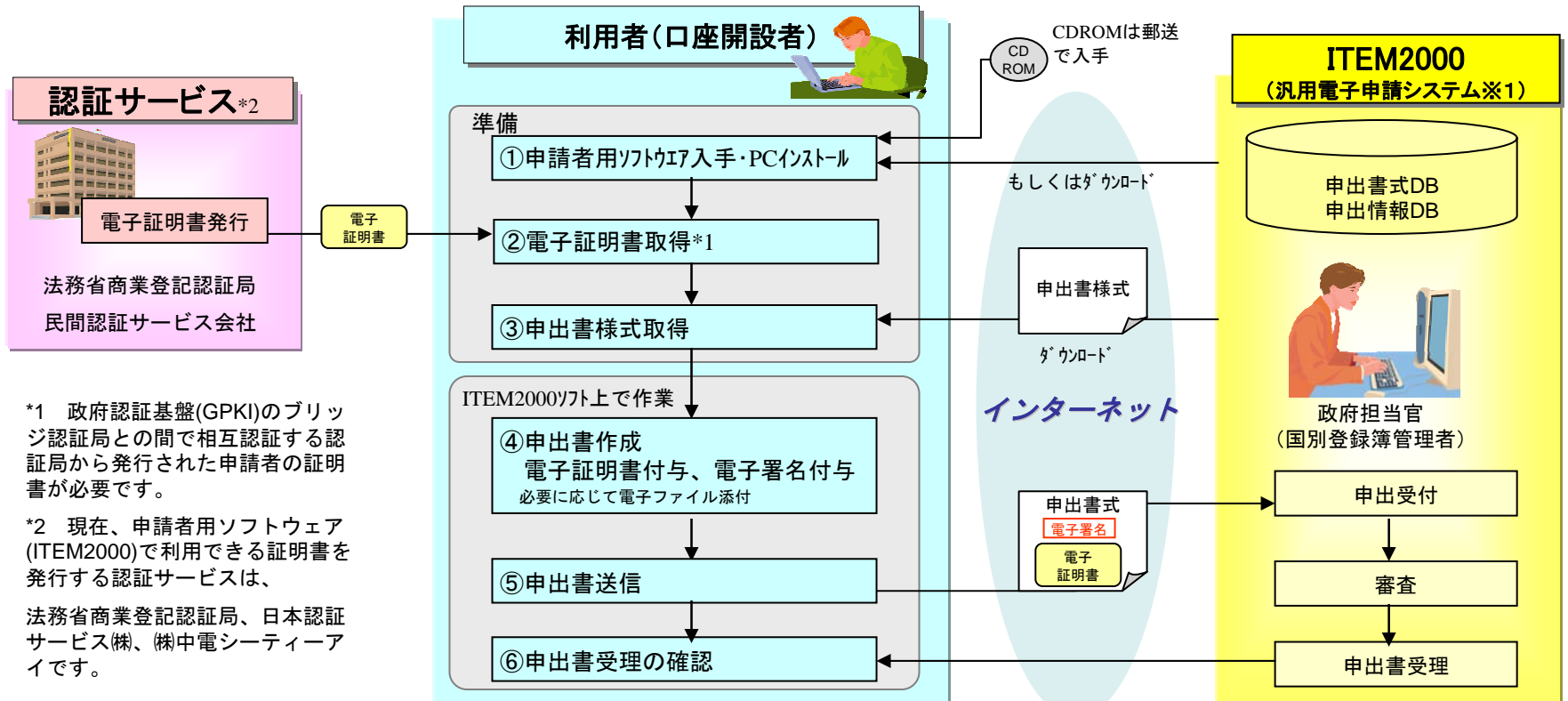
*2 随時ITEM2000にアクセスして、申請状況の確認ができます。

*3 ITEM2000の利用にあたっては、電子証明書の取得が必要になります。 (<http://www.meti.go.jp/application/item2000exp/item2000exp04.html>)

ITEM2000の利用方法

- ・ITEM2000とは、行政手続き等を電子的に受け付けるために構築された経済産業省の汎用電子申請システム。ITEM2000の利用により、手続きの迅速化、セキュリティの確保、ワンストップサービスの提供が可能となる。
- ・ITEM2000の利用にあたっては、以下に掲げる事前準備が必要。

- 1) ITEM2000の申請用ソフトウェアの入手
 - ①CD-ROMの配布申込により入手、もしくは②インターネットからのダウンロードで入手
- 2) 電子証明書の取得
- 3) インターネット利用環境の用意(PC、WEBブラウザ等)



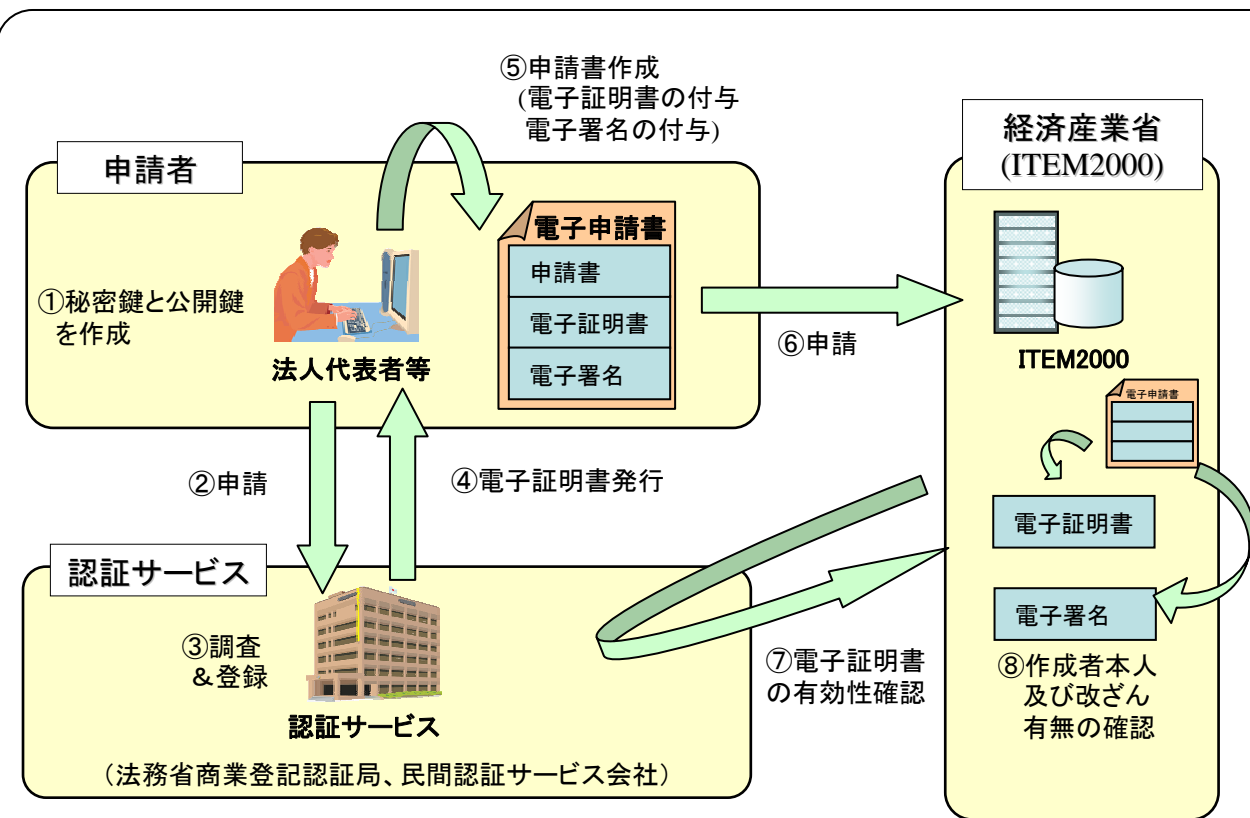
*1 政府認証基盤(GPKI)のブリッジ認証局との間で相互認証する認証局から発行された申請者の証明書が必要です。

*2 現在、申請者用ソフトウェア (ITEM2000)で利用できる証明書を発行する認証サービスは、

法務省商業登記認証局、日本認証サービス(株)、(株)中電シーティーアイです。

電子認証の仕組み及び電子証明書の取得

- ・ITEM2000の利用にあたって必要となる電子証明書は、法務省電子認証登記所もしくは、民間の電子認証サービスより取得可能。
- ・電子証明書を取得することにより、本人確認等を電子的に行い、セキュリティーが確保された安全な国別登録簿の運用が可能となる。
- ・取得手続きおよび利用の仕組みは以下のとおり。



電子認証の仕組み

- ①申請者(法人代表者)は、市販の専用ソフトウェアを用いて秘密鍵及び公開鍵を作成します。
- ②公開鍵等の情報をPKIに基づく認証サービスを提供している認証サービスに申請します。
- ③④認証サービス側にて必要な調査を実施後、電子証明書を発行します。
- ⑤申請者はITEM2000に申請する電子申請書を作成します。この際に、申請書には電子証明書を付与し、自身の秘密鍵にて暗号化した情報(電子署名)を付与します。
- ⑥申請者は作成した電子申請書をITEM2000に送信します。
- ⑦ITEM2000では、電子申請書の電子証明書が有効なものか、民間の認証サービスに確認します。(実際には、民間の認証サービスと相互認証している経済産業省の認証局に対して確認します。)
- ⑧電子証明書から公開鍵を取得し、暗号化されている電子署名を複合化します。これにより、本人であることの確認および、改ざんがないことを確認します。

※代表的な電子認証サービスの利用に係る料金は、概ね1万円～2万円/年程度。

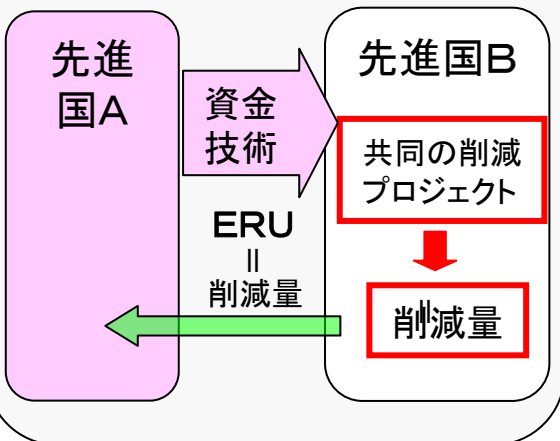
(参考) 京都メカニズムの概要

○京都メカニズムとは、海外で実施した排出削減量等を、自国の排出削減約束の達成に利用することができる制度。具体的には以下の3つの方法がある。

共同実施 (JI)

(京都議定書6条)

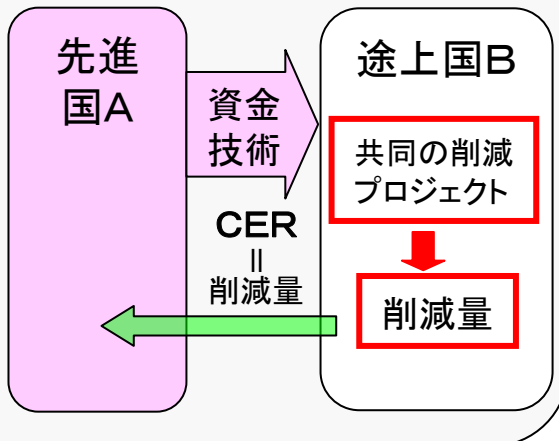
先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度



クリーン開発メカニズム (CDM)

(京都議定書12条)

先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度



排出量取引

(京都議定書17条)

各国の削減目標達成のため、先進国どうしが排出量を売買する制度

